

仕 様 書

(令和7年度少年自然の家機械警備業務委託)

明石市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する令和7年度少年自然の家機械警備業務（以下「本業務」という。）の仕様は、下記のとおりとする。

記

1 業務の目的

本業務は、警備対象施設の火災、盗難、破壊、不法侵入、加害行為等を早急に発見し、拡大防止に当たるほか、当該施設の計器類の異常を発見することにより、当該施設の利用者の生命、施設の財産等を保護し、その安全を保障することを目的とする。

2 警備対象施設

(1) 所在地

明石市大久保町江井島567番地

(2) 名称

明石市立少年自然の家 管理宿泊棟・実習棟・屋内運動場棟

3 警備方法

- (1) 機械警備システムとする（安易に複製できない機器を使用すること）。また、キーボックス（警備装置の操作器）は管理宿泊棟、実習棟及び屋内運動場棟に個々に設置する。
- (2) 警備対象施設の緊急発報の際は、機動隊を急行させる。

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 警備装置設置図面等

- (1) 警備装置設置個所は別紙図面のとおりとする。
- (2) 受託者が本業務を開始するに当たっては、警備装置の設置場所を示した図面をあらかじめ委託者に提出し、承認を受けること。

6 権限の付与

委託者は受託者に対し本業務遂行のために必要な権限を付与するものとする。

7 警備内容

(1) 警備機構

① 警備装置

警備対象施設で発生した異常事態を直ちに受託者へ自動的に通報する能力を有すること。

② 通報受信装置の監視等

受託者は、警備実施中は通報受信装置を間断なく監視するとともに、常に機動隊との連絡を保持すること。

③ 機動隊

前記②の監視を行う受託者の事務所等との連絡を常に保持し、警備対象施設の異常への対応に備えること。

(2) 警備開始時の取扱い

- ① 警備対象施設から最後に退出する者は、防火、防犯、その他事故防止上必要な措置を行い、退出口を施錠した後、外部に設置したキーボックスをON（警備実施）の状態にする。
- ② 受託者はON（警備実施）の状態を確認し、警備を開始すること。

(3) 警備解除時の取扱い

- ① 警備対象施設に最初に入室する者は、外部に設置したキーボックスをOFF（警備解除）の状態にし、入室する。
- ② 受託者はOFF（警備解除）の状態を確認し、警備を解除すること。

8 異常事態発生時の受託者の処置

受託者は警備対象施設に異常事態が発生したことを認めたときは、速やかに機動隊を警備対象施設に急行させ、異常事態の状況を確認するとともに事態の拡大防止に当たること。また、必要に応じて警察、消防、委託者等の関係機関へ通報すること。

9 報告書の提出

(1) 警備実施報告書

受託者は、月ごとに警備実施報告書を作成し、委託者に提出して確認を受けること。

(2) 事故報告書

受託者は、警備実施中に事故が発生したときは、事故報告書を委託者に提出すること。

10 鍵の預託

本業務実施に必要な鍵は、委託者、受託者相互に預託する。委託者から受託者へは異常事態発生時の立入りのため警備対象施設の合鍵を、受託者から委託者へはキーボックス用の鍵をそれぞれ預託し、委託者及び受託者はこれを厳重に管理するものとする。

11 警備装置の設置及び保守点検

受託者は本業務に必要な機器及びこれに付帯する工事等一切の経費を負担するとともに、設置した機器については随時点検を行い、正常な状態を維持すること。また、契約解除等の場合は、速やかに当該機器を撤去すること。

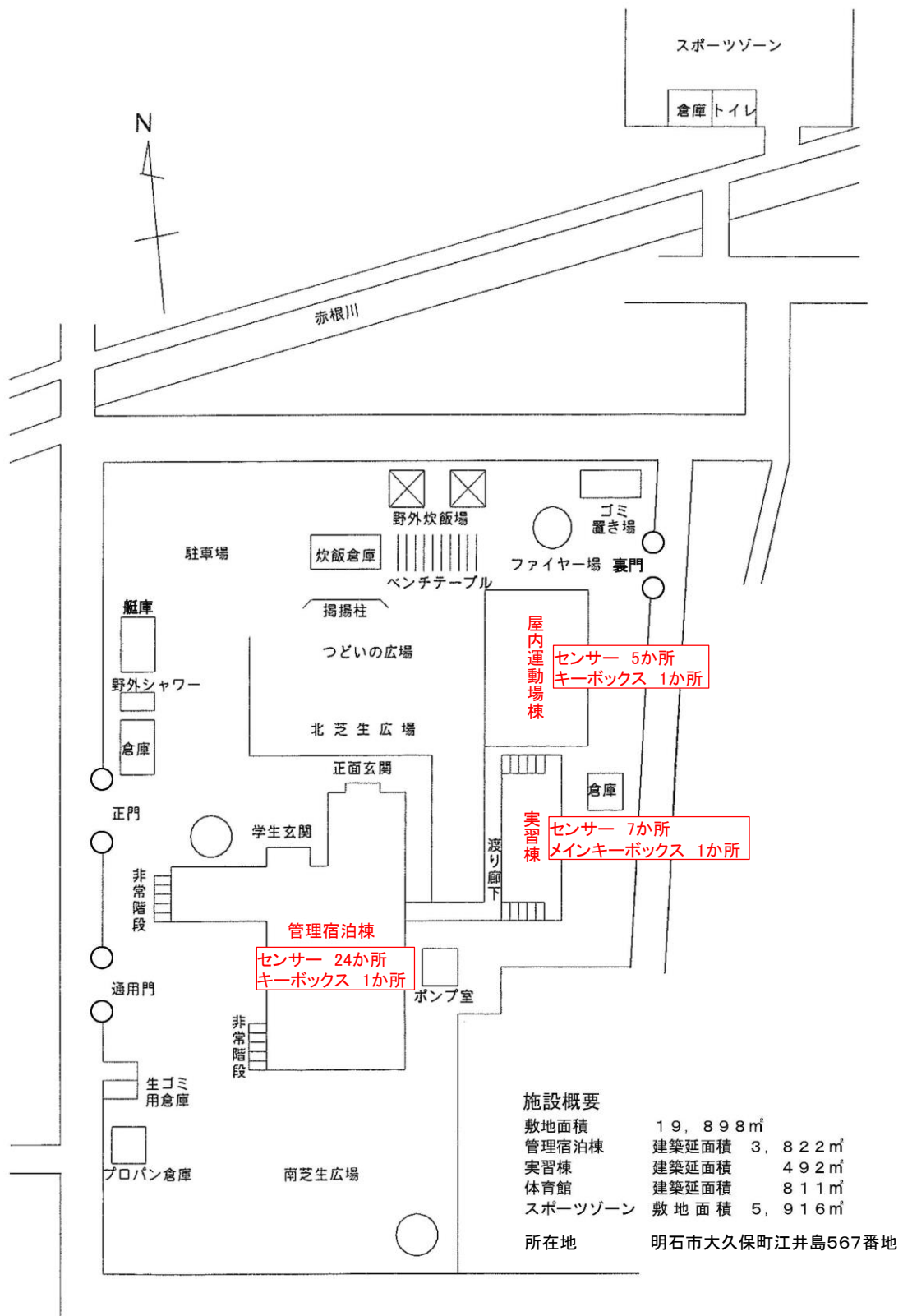
12 自動通報機能

警備装置の自動通報機能は専用電話回線等を使用するものとし、これにかかる経費は全て受託者の負担とする。

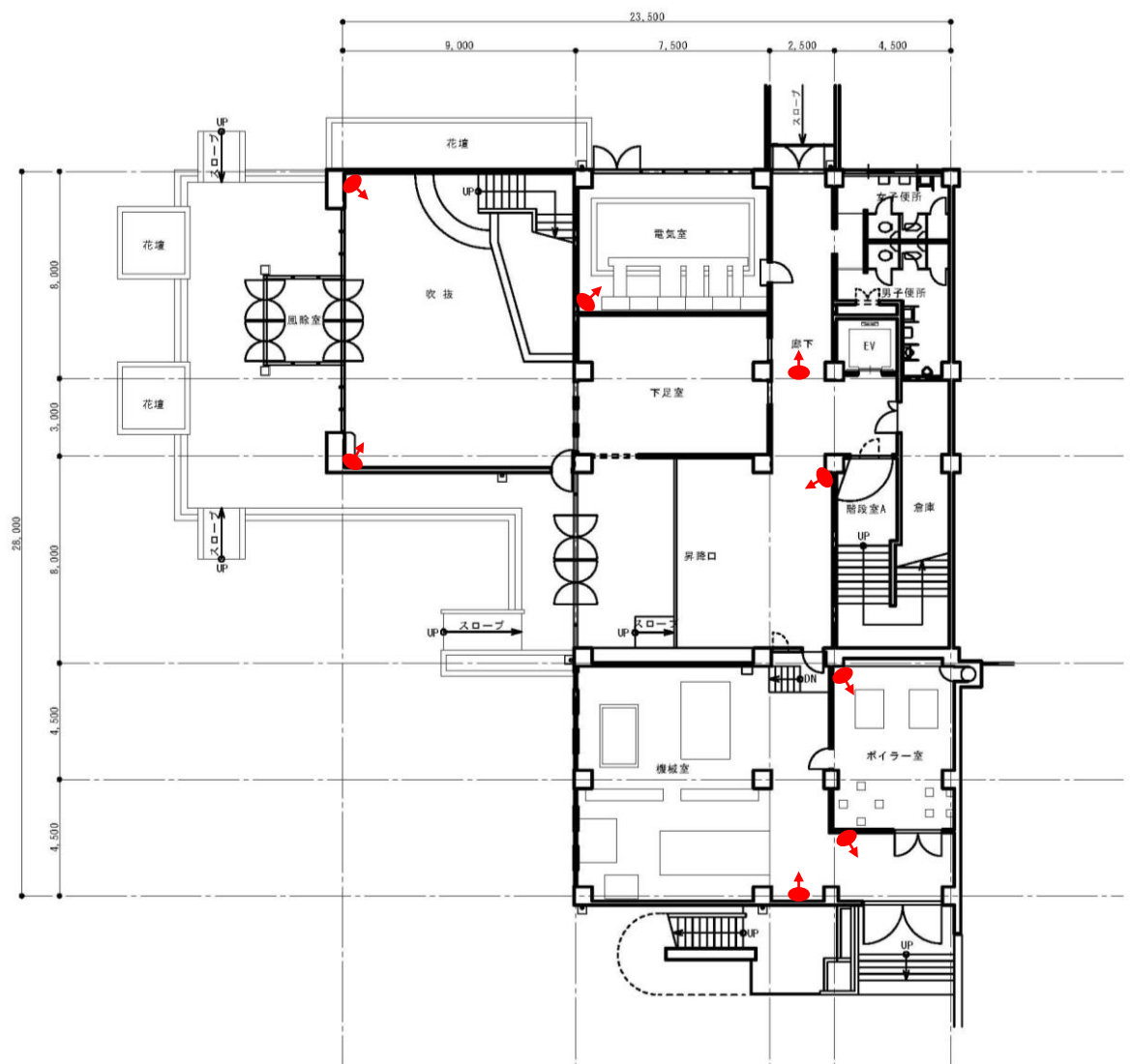
13 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方において協議のうえ決定するものとする。

明石市立少年自然の家 施設配置図



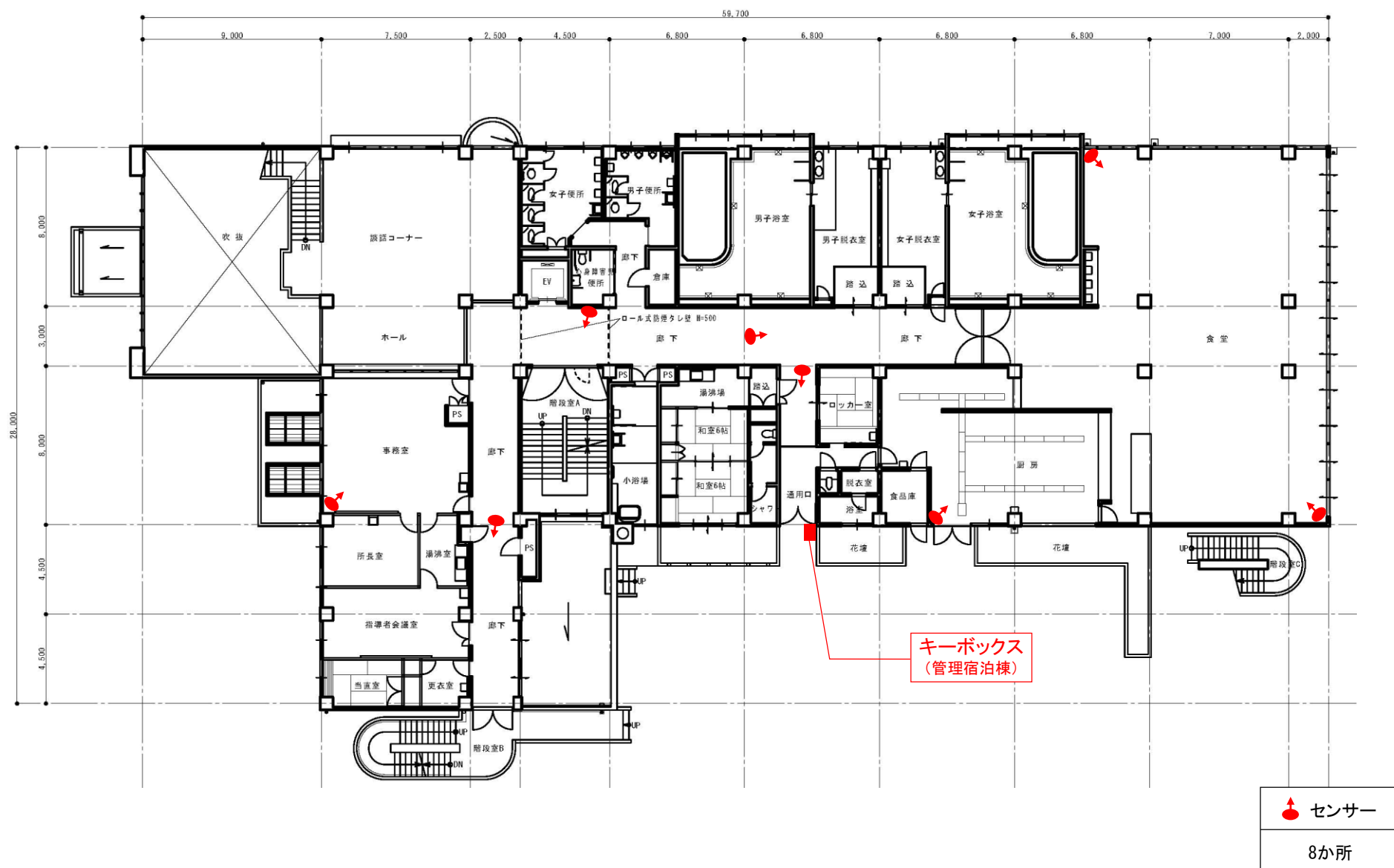
管理宿泊棟B 1階



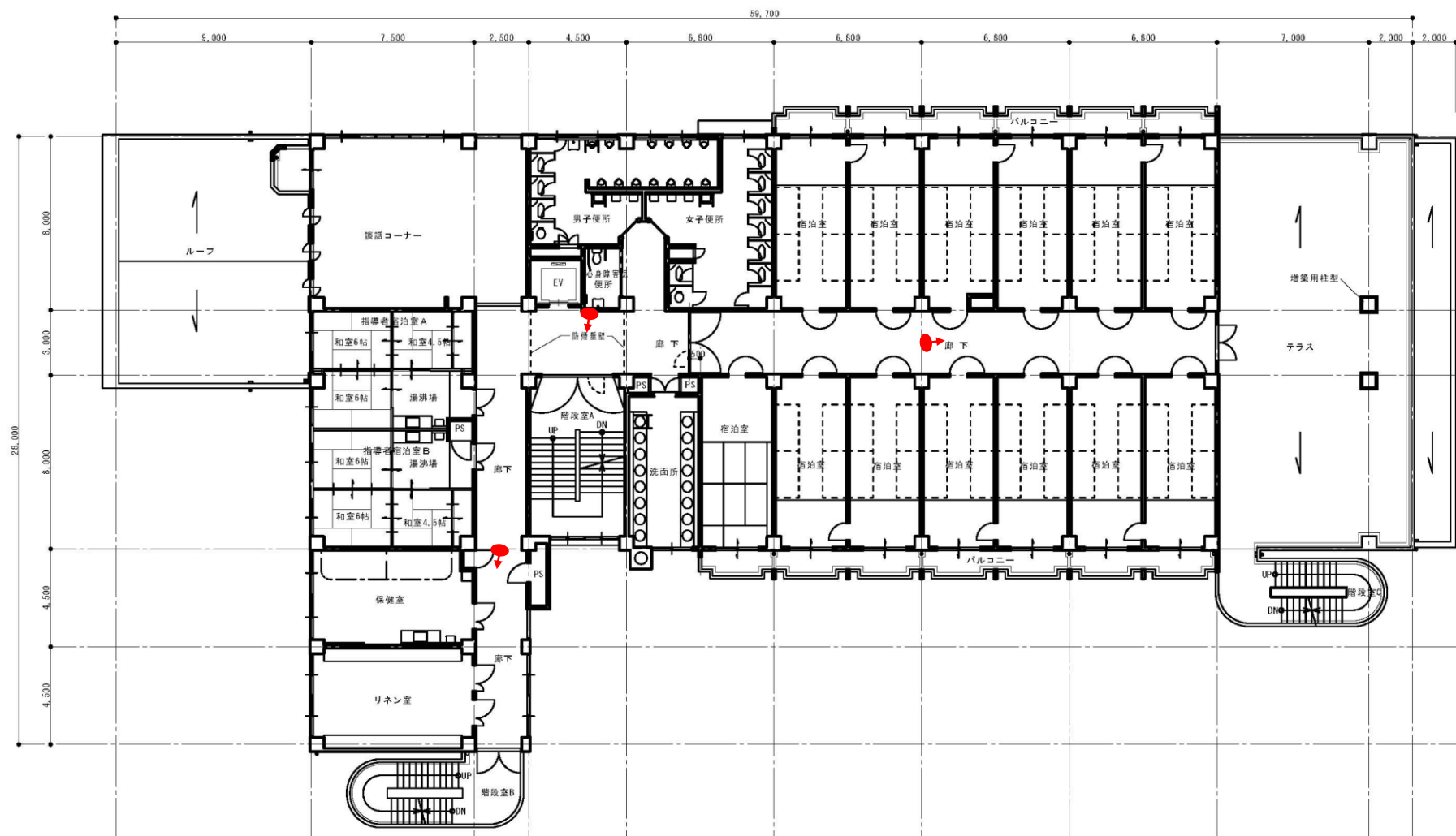
センサー

8か所

၆



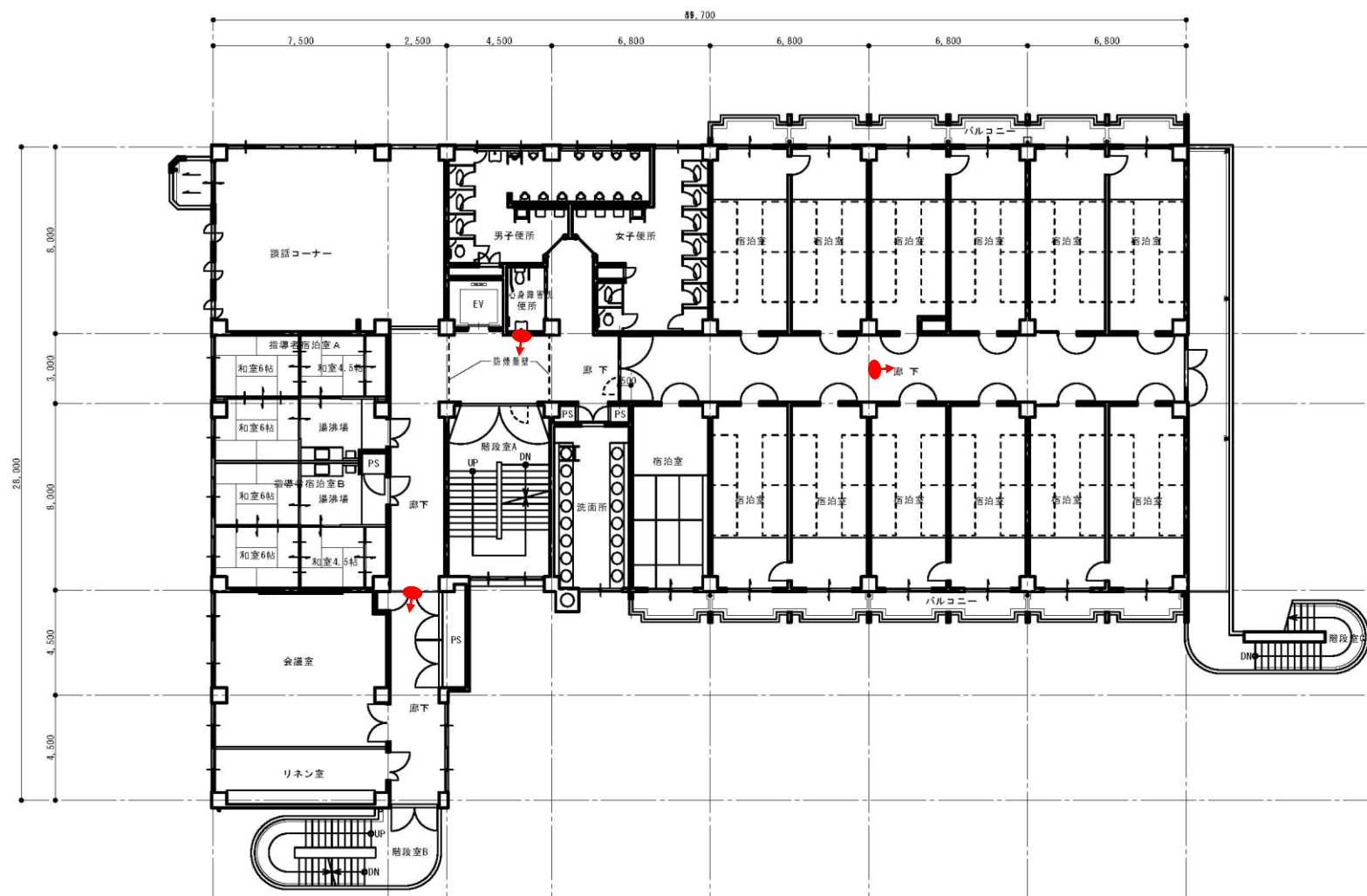
管理宿泊棟 2階



センサー

3か所

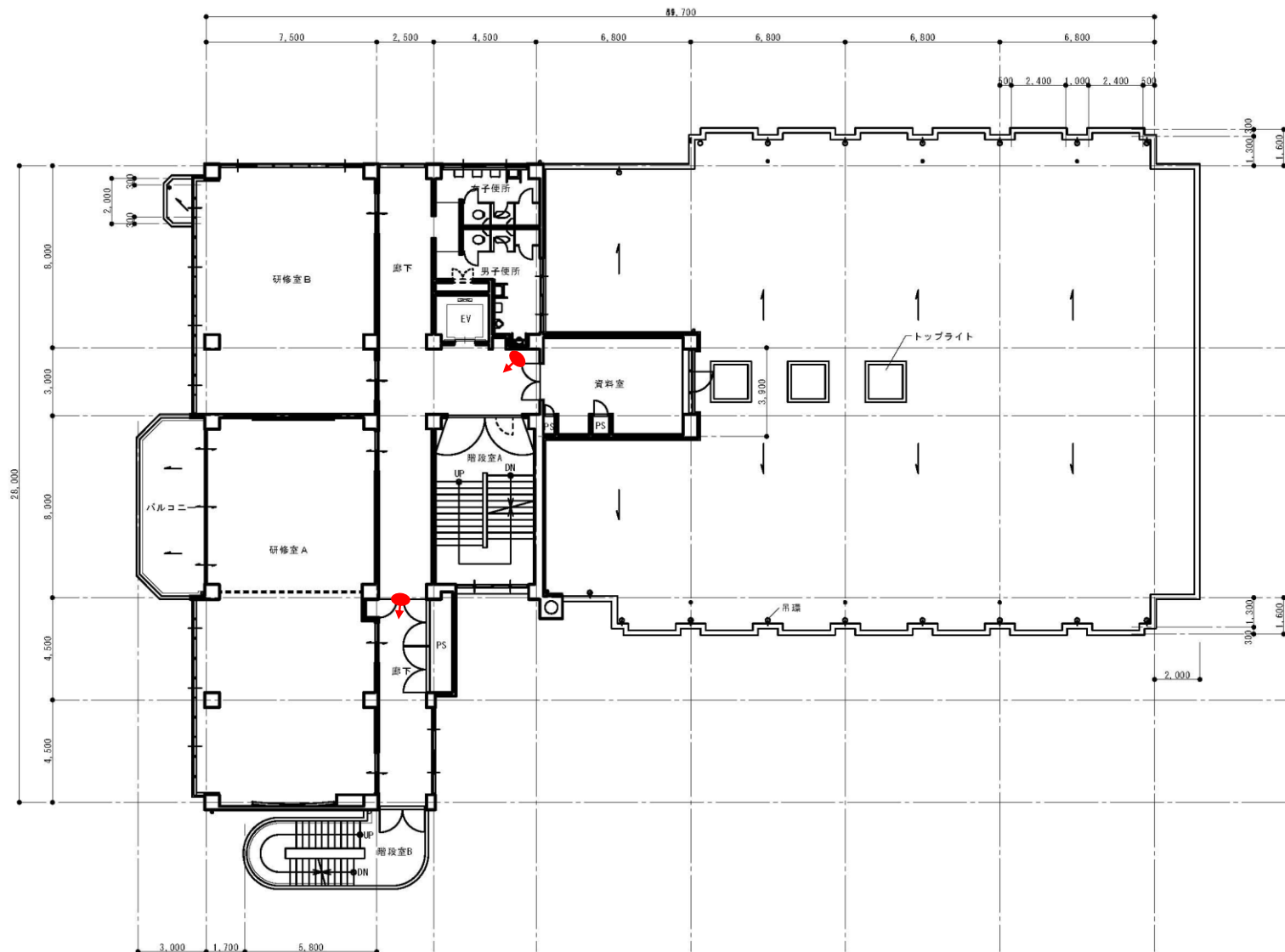
管理宿泊棟 3 階



センサー

3か所

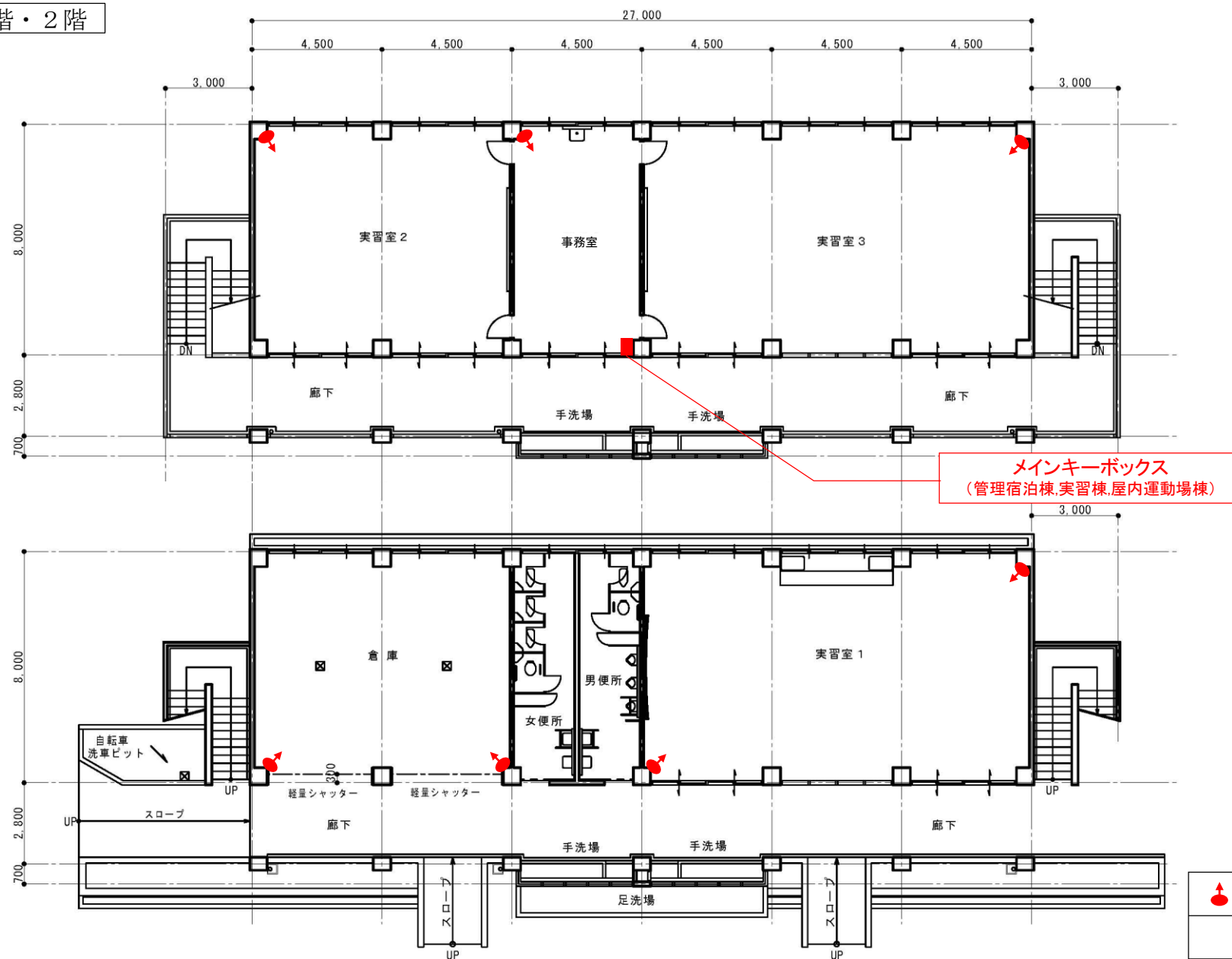
管理宿泊棟 4 階



センサー

2か所

7



屋内運動場棟 1 階

